資　格

競争参加者の資格に関する公示

和歌山地方合同庁舎建築工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年4月24日

近畿地方整備局長　森　　昌文

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　和歌山地方合同庁舎建築工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　和歌山県和歌山市二番丁3

3　工事内容

「本工事は、合同庁舎を新築し、新築後に敷地内の既設仮庁舎をとりこわし、立体駐車場及びその他工作物の新築並びに外構整備を行うものである。なお、合同庁舎新築までは既設仮庁舎において検察庁の執務が継続され、合同庁舎新築後は合同庁舎において入居官署の執務が継続される状況で一連の工事を行うものである。」

1）庁舎　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）地上10階地下1階建　延べ面積21,590㎡　新築1棟

2）立体駐車場　鉄骨造　地上2階建　延べ面積2,316㎡　新築1棟

3）～5）自転車置場1、2、3　鉄骨造　平屋建　延べ面積43㎡　新築3棟

6）自転車置場4　鉄骨造　平家建　延べ面積9㎡　新築1棟

7）自転車置場5　鉄骨造　平家建　延べ面積4㎡　新築1棟

8）車寄せ庇　鉄筋コンクリート造　平家建　新築1棟

9）舗装　新設一式

10）屋外排水設備　新設一式

11）樹木　新植一式

12）囲障　新設一式

13）雑工作物　新設一式

14）とりこわし　とりこわし一式

4　工期　契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで。（ただし、下記は平成29年5月31まで）

1）庁舎

3）～7）自転車置場1～5

9）舗装（Ａ工区）

10）屋外排水設備（Ａ工区）

11）樹木（Ａ工区）

12）囲障（Ａ工区）

13）雑工作物（Ａ工区）

5　申請の時期

平成27年4月27日から平成27年5月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成27年5月26日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

受付時間は（受付期間中の各日とも）9時15分から16時30分までとする。ただし、最終日は正午までとする。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成27年4月24日から平成27年8月7日まで、〒540―8586 大阪市中央区大手前1―5―44大阪合同庁舎第1号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において特定ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。なお、電子入札システムによる申請は認めない。

提出場所は、上記⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

(a)　特定建設工事共同企業体協定書㊞（下記7⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b)　下記7⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年4月24日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式2及び3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）5（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない特定ＪＶについては、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の特定ＪＶについては、平成26年10月1日付け公示6（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目を確認した上で特定ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　特定ＪＶの構成　特定ＪＶの構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。

(a)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、特定ＪＶの代表者においては、1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

また、特定ＪＶのその他の構成員においては、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶの代表者は、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記1）から4）までの要件をすべて満たす新築工事又は増築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

1）建物用途　下記ａ）又はｂ）の用途

ａ）延べ面積（増築の場合は増築面積）15,000㎡以上の事務所又は庁舎

ｂ）延べ面積（増築の場合は増築面積）15,000㎡以上かつ事務室、会議室、研修室又は研究室（実験室除く）の合計面積が7,500㎡以上の建築物

2）構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

3）階数　地上8階以上かつ地下1階以下

4）上記1）から3）は同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにおけるその他の構成員は、平成12年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記5）から7）までの要件をすべて満たす新築工事又は増築工事の躯体、外装ほか内装を含む建築一式工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。